

令和6年2月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和6年2月5日  
武雄市農業委員会

令和6年2月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和6年2月5日(月)  
(開会) 13時30分 (閉会) 13時55分

2. 場 所 武雄市文化会館中集会室B

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明願	2件

6. 議事内容 以降記載

---

《開会》

---

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和6年2月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過

半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)  
ただ今から、令和6年2月の武雄市農業委員会総会を開会します。  
今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いします。  
本日の議事録署名人に、議事録署名人に、5番 松尾 隆博委員、14番 永石 芳彦 委員を指名します。  
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 1月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。  
  
(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。  
農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されています。  
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。  
資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。  
〇〇町の畑1筆の104㎡。「譲渡人は、相談があったので譲りたい。譲受人は、自身が経営する施設の近くなので、耕作・管理がしやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、1筆〇〇円となっております。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆329㎡。「譲渡人は、市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は、隣地に新築するので、耕作・管理がしやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は家とセットで購入のため不明です。

申請番号3番につきまして、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります、畑1筆、37㎡です。「譲渡人は、市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は、自己所有の近隣の農地とともに耕作・管理がしやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は1筆〇〇円です。  
以上、1番から3番まで、全て3つの判断基準を満たしていると判断してい

ます。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ  
します。

会 長 事務局の説明が終わりました。この3件について、地元委員さんからの補  
足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、あり  
ませんか。

(地元委員さんからの補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定に  
よる3件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による3件  
の許可申請については、許可することに決しました。

---

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

---

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。  
農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この1件  
について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。農地は〇〇町の畑1筆86㎡。申請事由は「住宅の増築に伴  
い、隣接する自己所有農地の一部を転用したい。」ということです。工事完了  
時期は許可後6カ月となっています。

申請番号2番。農地は〇〇町の田5筆2,231㎡。申請事由は「平成29年  
に父が植林を行った。令和3年に相続によって所有権を取得したが、現状で  
植林を行っているため、4条申請を行い違反転用状態を解消したい。」とい  
うことで始末書が添付されています。農地区分及び許可基準の該当事項は議案  
書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく  
お願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この2件について地元委員さんから補足説  
明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さ  
ん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

---

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

---

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転になっております。土地につきましては、〇〇町の田1筆の579㎡です。農振除外済の農地となっています。申請理由は、「現在の居宅が奥地にあり不便なので県外に住む親せきが所有する農地を相談したところ承諾を得られたので申請するものです。」ということで工事完了時期は令和6年8月31日となっています。農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》—————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。  
議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第11号利用権設定計画(案)」を記載しています。  
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。  
武雄町、田、新規、1件、1筆、5008㎡。  
再設定、4件、5筆、6920㎡。  
橋町、東川登町、西川登町はありません。  
朝日町、田、新規、1件、1筆、1067㎡。  
再設定、3件、3筆、5290㎡。  
若木町、田、新規、2件、2筆、1447㎡。  
再設定、1件、2筆、2887㎡。  
武内町、田、新規、6件、12筆、9800㎡。  
再設定、3件、5筆、11434.96㎡。  
山内町、田、新規、1件、3筆、3481㎡。  
再設定、7件、9筆、13089㎡。  
北方町、田、新規、2件、5筆、8485㎡。  
再設定、3件、8筆、20311㎡。  
となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については17ページに記載しておりますのでご確認ください。  
以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

---

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について2件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。議案書の4ページをお開きください。

議案第5号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、田1筆、畑1筆349㎡です。平成11年頃に事務所、倉庫を建築し、現在に至るもので、人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過していることから非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番につきまして、土地は〇〇町の畑1筆20㎡です。平成元年頃進入路拡張工事を実施し、現在は宅地の一部となっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

〇〇番委員 1番ですが25年前くらいに〇〇店として事務所と倉庫を建てる時に農地であった田と畑の上に地目変更の手続きをせずに建築されていて、現状農地として耕作できる状態では無いため了承した。

会 長 他に無いですか。無いようですので、質疑を開始します。

（質疑なし）

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第5号、2件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号 武雄市非農地証明2件について原案どおり証明することに決しました。

---

《 閉 会 》

---

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和6年2月の農業委員会総会を終わります。